

平成23年5月19日判決言渡・同日判決原本受領 裁判所書記官

平成22年(ワ)第8449号 債務不存在確認請求控訴事件

(原審 横浜地方裁判所平成22年(ワ)第4746号)

(口頭弁論終結の日 平成23年3月10日)

判 決

滋賀県草津市西大路町1-1

控 訴 人	株 式 会 社	シ	テ	ィ	ズ
同代表者代表取締役	宗	竹	政	美	
同訴訟代理人弁護士	平	光	哲	弥	
同	高	野	朋	子	
同	大	久	保	達	

横浜市中区住吉町二丁目21番地1 フレックスタワー横浜関内804

被 控 訴 人	破 産 者	B	破 産 管 財 人	
	大	笹	秀	一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人と B との間の平成17年11月18日付金銭消費貸借契約に基づく、控訴人の被控訴人に対する不当利得返還債務（過払金返還債務）が存在しないことを確認する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、破産者 B (以下「B」という。)と控訴人との間の金

銭消費貸借契約に基づく取引に関して発生した B の控訴人に対する過払金返還請求権について、控訴人が、B の破産管財人との関係において、同請求権は、控訴人の B に対する連帯保証債務履行請求権との相殺及び弁済により消滅したとして、控訴人の上記過払金返還債務が存在しないことの確認を求める事案である。

2 前提となる事実並びに争点及び当事者の主張は、原判決の該当部分を次のとおり補正するほか、その「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」.1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。(ただし、上記引用部分中、「原告」を「控訴人」と、「被告」を「被控訴人」と、「別紙」を「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。以下の引用部分において同じ。)

(1) 2頁25行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

上記平成17年11月18日付金銭消費貸借契約の契約証書(甲1)には、「債務者が元金若しくは利息の支払いを遅滞したときは、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失い直ちに元利金を一括して支払う。」旨の規定があり、本件過払金事件において、控訴人はみなし弁済の主張をせず、次のイのとおり被控訴人の主張とおりの過払金の支払請求が認容された(甲2)。

(2) 3頁8行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

イ 本件契約には、以下の約定がある(甲3)。

(ア) 利息は年率27%の割合として毎月5日に残元本×年率×経過日数/365の計算により支払う。

(イ) 毎月の約定利率に従った支払は償還表のとおりとする。

(ウ) 元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、債務者は期限の利益を失い、ただちに元利金を一括して支払う(以下「本件期限の利益喪失特約」という。)

(エ) 期限後は、損害金を残元金に対し年率29.20%の割合で債務完

済日の前日まで支払う。

(オ) 弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する（以下「本件弁済充当特約」という。）。

ウ 破産会社の代表者であった B は、平成18年9月28日ころ、控訴人の関内支店において、本件期限の利益喪失特約及び本件弁済充当特約が記載された契約証書（甲3。以下「本件契約書」という。）の債務者欄に破産会社の代表取締役として記名押印し、連帯保証人欄に B 個人として署名押印して、控訴人から、「貸付及び保証契約説明書」（甲9、9の2。以下「本件説明書」という。）及び支払予定額として各弁済期における約定の元金額と約定利息額とが記載された償還表（甲10。以下「本件償還表」という。）の交付を受けた。

なお、本件説明書には、利息制限法1条及び4条の規定が記載され、その下部枠内には、「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」として破産会社及び B が記名押印している。

(3) 3頁9行目の「イ」を「エ」に改める。

(4) 7頁4行目の「していないとしても」を「するとして、約定利息年27%で計算しても」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（みなし弁済の成否）について

(1) 旧貸金業法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として支払った金銭の額が利息の制限額を超え、利息制限法上、その超過部分（以下「制限超過部分」という。）につき、その契約が無効とされる場合において、貸金業者が、貸金業に係る業務規制として定められた旧貸金業法17条1項及び18条1項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守しているときには、その支払が任意に行わ

れた場合に限って、例外的に、利息制限法の規定にかかわらず、制限超過部分の支払を有効な利息の債務の弁済とみなす旨を定めたものである。このような旧貸金業法43条1項の規定の趣旨にかんがみると、同項の適用に当たっては、制限超過部分の支払の任意性の要件は、明確に認められることが必要である。そうすると、旧貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていることあるいは制限超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解するのが相当であるが、債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできず、旧貸金業法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである（最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁）。

- (2) 前記前提となる事実のとおり、本件において、本件期限の利益喪失特約は、元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、債務者は期限の利益を失い、直ちに元利金を一括して支払う旨定めている。したがって、本件期限の利益喪失特約は、支払期日に約定の元本額と利息制限法所定の制限利息額の合計額を支払いさえすれば、期限の利益を失うものではないと法律上は解釈される。

しかし、超過利息部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきであり、本件期限の利益喪失特約は、弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する旨定めている本件弁済充当特約及び弁済予定額として各弁済期における約定の元金額と約定利息額とが記載されている本件償還表を

総合的に判断すると、法律専門家でない債務者である破産会社の代表取締役である B においては、支払期日に約定の元本額と利息の制限額の合計額を支払ったとしても、弁済金がまず約定利息に充当される結果、弁済額中利息の制限超過部分の約定利息に充当された額だけ元本の弁済額に不足を生じることとなり、本件期限の利益喪失特約が適用されて、約定の元本額（制限超過部分の約定利息充当額相当分）の弁済を欠くものとして、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与えるものになると解される。その結果、破産会社は、上記不利益を回避するために、制限超過部分の利息を支払うことを事実上強制されているといえることができる。

また、本件期限の利益喪失特約にも、本件弁済充当特約にも、このような債務者の誤解を生じる解釈を排斥するような条項は定められていないこと、控訴人から交付された本件償還表記載の支払予定額は、その額の支払を怠れば契約上の不利益を受けると通常認識するところ、本件償還表には、支払予定額として利息制限法による制限利息額を超える約定利息額全額が記載されるのみであること、契約締結の際の控訴人担当者が B に対して同人が誤解しないように説明をしたと認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠（乙15）によれば、控訴人と B との平成17年11月18日付消費貸借契約とその借換えのために控訴人と破産会社が締結した本件契約について、契約内容（期限の利益喪失特約）の変更があった旨の説明はなく、控訴人担当者は B に対し支払を一回でも怠れば、一括返済してもらうこともある旨説明し、本件償還表を交付したことが認められる。

上記のような事実関係の下において、債務者である破産会社が、利息として、制限超過部分の利息を支払った場合には、上記のような誤解を生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者である破産会社が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったということとはできないと解する

のが相当である。

(3) 控訴人は、本件説明書（甲9）の下部枠内に、「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」の記載がされており、本件説明書に B が破産会社の代表者として記名押印していることから、その契約内容は説明されており、本件契約書（甲3）には利息の計算式が記載され、本件説明書（甲9）に利息制限法1条及び4条の記載がされており、利息制限法に基づいてその制限利息の計算ができ、期限の利益を喪失しないためにいくら支払えばいいか計算でき、充当関係を記載した領収書（甲12ないし39）には、「充当項目、又は金額に異存のある場合は、善処致します」と利息制限法所定の利息によって充当すべきことを債務者が想起することも考えている旨主張する。しかしながら、本件契約書ないし本件説明書に債務者が前記誤解を生じる解釈をしないような記載がない上、控訴人担当者からそのような説明がされたと認めることもできないから、控訴人の上記主張を前提としても、債務者である破産会社が上記のような誤解を生じなかったといえるような特段の事情があると認めることはできない。

そうすると、破産会社が自己の自由な意思によって本件契約の制限超過部分の約定利息を支払ったと認めることはできず、旧貸金業法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである。

2 以上とおり、本件契約に基づく破産会社の制限超過部分の利息の支払についてはみなし弁済が成立しないから、原判決別紙計算書1の借入れ及び弁済を利息制限法所定の制限利率に引き直して再計算すると、別紙計算書のとおり、控訴人の破産会社に対する本件契約に基づく貸金債権は存しないことが明らかであり、B に対する連帯保証債務履行請求権も存しないことになる。そうすると、控訴人が B に対し前提事実記載(6)のとおり一部弁済をした結果、被控訴人が控訴人に対して支払を求めることのできる過払金返還請求権の残額

は、原判決別紙計算書2記載のとおり額となる。

よって、控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく、元金42万6157円及びこれに対する平成22年6月11日から支払済みまでの年6分の割合による利息を超えて存在しないことを確認する限度で認容すべきである。

3 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

三 輪 和 雄

裁判官

比 佐 和 枝

裁判官北澤章功は、退官のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

三 輪 和 雄

計 算 書

(1円未満切捨。利息計算及び過払利息計算は閏年を366日とする)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
H18.9.28	4,500,000		0.15				4,500,000		
H18.11.1		280,000	0.15	34	62,876	0	4,282,876	0	0
H18.12.5		242,160	0.15	34	59,842	0	4,100,558	0	0
H18.12.29		246,312	0.15	24	40,443	0	3,894,689	0	0
H19.2.5		242,000	0.15	38	60,821	0	3,713,510	0	0
H19.3.5		230,778	0.15	28	42,730	0	3,525,462	0	0
H19.4.5		235,993	0.15	31	44,913	0	3,334,382	0	0
H19.5.7		235,216	0.15	32	43,849	0	3,143,015	0	0
H19.6.5		225,000	0.15	29	37,457	0	2,955,472	0	0
H19.7.3		223,232	0.15	28	34,008	0	2,766,248	0	0
H19.8.6		224,564	0.15	34	38,651	0	2,580,335	0	0
H19.9.5		224,564	0.15	30	31,812	0	2,387,583	0	0
H19.10.5		216,575	0.15	30	29,435	0	2,200,443	0	0
H19.11.5		211,915	0.15	31	28,033	0	2,016,561	0	0
H19.12.5		206,589	0.15	30	24,861	0	1,834,893	0	0
H20.1.7		208,586	0.15	33	24,868	0	1,651,115	0	0
H20.2.5		183,434	0.15	29	19,623	0	1,487,304	0	0
H20.3.5		198,049	0.15	29	17,676	0	1,309,931	0	0
H20.4.7		197,601	0.15	33	17,716	0	1,130,046	0	0
H20.5.7		189,945	0.15	30	13,894	0	953,995	0	0
H20.6.5		197,601	0.15	29	11,338	0	767,732	0	0
H20.7.7		185,508	0.15	32	10,088	0	592,294	0	0
H20.8.5		178,960	0.15	29	7,039	0	420,373	0	0
H20.9.5		179,000	0.15	31	5,340	0	246,713	0	0
H20.10.6		174,078	0.15	31	3,134	0	75,769	0	0
H20.11.5		154,770	0.15	30	931	0	-78,070	0	0
H20.12.5		166,543	0.15	30	0	0	-244,713	-319	-319
H21.1.6		20,000	0.15	32	0	0	-264,713	-1,070	-1,389
H21.1.23		200,000	0.15	17	0	0	-464,713	-616	-2,005

此は正本である

平成23年5月19日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 興山 英

